







クリーニング所の維持管理に必要な措置

定期的に確認しましょう。

1. 施設の構造設備に関すること

区 分	内 容
全 般	<ul style="list-style-type: none">➤ クリーニング所は、住居や他の施設と壁等で区分し、他の用途と併用しないこと。➤ クリーニング所には、取扱量に応じた容器、戸棚等の設備があること。➤ 洗濯に使用する溶剤、洗剤等の格納設備を設けること。➤ 収集および配達用の容器をそれぞれ備えること。 
受取・引渡し場	<ul style="list-style-type: none">➤ 適当な広さがあること。➤ 天井は、ほこりの落下を防ぐ構造であること。➤ 床は、耐水性であり、清掃しやすい構造であること。 
洗い場	<ul style="list-style-type: none">➤ 床面積は、9.9㎡以上あること。➤ 洗濯機および脱水機を少なくとも各1台備えること。 (脱水機能を有する洗濯機の場合、脱水機は備えなくてもよい)➤ 床は、汚水が浸透しない構造で、適当な勾配と排水口があること。➤ 内壁は、床から1m以上の高さまで、耐水性の構造であること。 
仕上場	<ul style="list-style-type: none">➤ 床面積は、6.6㎡以上あること。➤ 床は、耐水性かつ清掃しやすい構造であること。➤ 天井は、ほこりの落下を防ぐ構造であること。 

2. 作業時の衛生管理等に関すること

区 分	内 容
従事者の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 営業者は従業者の健康管理に注意し、業務従事者が結核または皮膚疾患等にかかった場合は、直ちに保健所長へ連絡すること。 ▶ 保健所等から業務従事者に対し、結核または皮膚疾患等の健康診断を受けるよう指示があった場合は、これに従うこと。 
作業時の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ クリーニング所は採光、照明、換気を十分に行うこと。 ▶ クリーニング所の室内、洗濯物の保管・運搬容器等は随時消毒すること。 ▶ ねずみや衛生害虫等の防除を行い、衛生的に保つこと。 ▶ 洗濯物はその用途に応じて区分し、洗濯または仕上げが終わった物と終わっていない物とに区分しておくこと。 ▶ クリーニング所、業務用の車両および機械・器具は清潔に保つこと。仕上げ作業は、手指を清潔にし、清潔な衣服を着用して行うこと。 ▶ 霧吹き作業は、噴霧器を使用すること。 ▶ 仕上げ作業が終わった洗濯物に洗濯に使用した溶剤や洗剤が残っていないことを確かめること。 

3. 指定洗濯物の衛生管理に関すること





区 分	内 容
指定洗濯物の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 消毒の終わっていない指定洗濯物は、専用の容器で保管し、他の洗濯物と接触しないように取り扱うこと。 ▶ 洗濯前に消毒すること。（洗濯方法が消毒効果を有する場合を除く） ▶ 手指の消毒設備を設置し、作業終了後に手指の消毒を行うこと。

厚生労働省が定める指定洗濯物とは以下のものをいいます。

- ① 伝染性の疾病にかかっている者が使用した洗濯物
- ② 伝染性の疾病にかかっている者と接触した者が使用した洗濯物で、疾病の病原体の汚染が疑われる洗濯物
- ③ おむつ、パンツなどの下着類
- ④ 手ぬぐい、タオル類
- ⑤ 医療機関で療養のために使用された寝具類

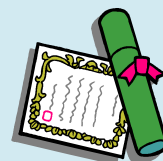


4. ドライクリーニングを行うクリーニング所の衛生管理に関すること

区 分	内 容
引火性 溶剤の 管理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 引火性溶剤を取り扱う場合は、安全衛生に留意し、適正な温度での保管に努め、静電気対策やその他必要な対策をとること。 
テトラ クロ エチレン (PCE) の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 洗場およびテトラクロロエチレン（以下、PCE）の格納場所の床面は、不浸透の構造であること。ひび割れ等がある場合は、PCEによる化学変化による破損の恐れがない素材で被覆するなど、浸透防止処理を行うこと。 ➤ PCEが洗場および格納場所の周囲へ漏出する恐れがある場合は、防液堤や溝などを設置し、漏出防止対策をとること。 ➤ PCEを貯蔵する容器は、密閉ができるもので、かつPCEによる化学変化により破損の恐れがない素材であること。また、貯蔵容器は地上に設置すること。 ➤ 格納場所を屋外に設置する場合は、屋根を設けるか、貯蔵容器を被覆し、直射日光や雨水を防ぐこと。 ➤ 格納場を屋内とする場合は、換気できる冷暗所とすること。 ➤ PCEが業務用機械から洗場へ漏出する恐れがある場合は、機械の下にステンレス銅等の受皿を設置すること。 ➤ PCEを使用する機械には、排液処理装置を設置するとともに、排液中のPCE濃度は、環境省が定める排水基準を満たすこと。 ➤ クリーニング所にPCEの蒸気回収装置を設置すること。（業務用機械に回収装置を内蔵する場合は除く） ➤ 蒸留残さ物等のPCEを含む汚染物の管理についても、PCEと同様の基準で保管すること。  

5. その他必要な措置に関すること

区 分	内 容
クリーニング師 の衛生教育	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 営業者は、業務に従事するクリーニング師に、厚生労働省の定める研修を受講させること。(従事後1年以内) ➤ 上記講習を受講したクリーニング師には、3年毎に厚生労働省の定める研修を受講させること。
業務従事者 の衛生教育	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 営業者は、全業務従事者数の5分の1以上の業務従事者に厚生労働省が定める研修を受講させること。(営業開始後1年以内) ➤ 上記講習を受講した業務従事者には、3年毎に、厚生労働省が定める研修を受講させること。
利用者 への説明	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 洗濯物の受取および引渡し時に、洗濯物の処理方法について説明するよう努めること。
苦情対応 について	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地および電話番号を店頭に掲示すること。 また洗濯物の受取および引渡し時に、苦情の申出先を記載した書面を配布すること。
クリーニング師 免許証	<ul style="list-style-type: none"> ➤ クリーニング師免許証を破損・汚損・紛失した際には、1カ月以内に再交付申請を行うこと。 ➤ クリーニング師の本籍および氏名の変更があった場合は、10日以内に免許証の訂正申請を行うこと。 ➤ クリーニング師が死亡等により登録抹消の手続きが必要な場合は、1カ月以内に免許証を返納すること。
検査確認証 の掲示	<ul style="list-style-type: none"> ➤ クリーニング所検査確認証を施設の見やすい場所に掲示すること。



お問い合わせ先

松山市保健所 1階 生活衛生課 生活衛生担当

〒790-0813 松山市萱町6丁目30-5

TEL: 911-1807 FAX: 923-6627

